

2024 年 2 月

丸三証券株式会社

令和 4 年度税制改正に伴う大口株主等の配当等の取扱いについて

令和 4 年税制改正により、「上場株式等に係る配当所得等の課税特例」について大口株主等の要件の見直しが行われました。見直しに伴い 2023 年 10 月 1 日以降に支払を受ける上場株式等の配当等から適用されますのでご案内申し上げます。

○大口株主等の要件の見直し

内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等で、その支払を受ける居住者等(以下「対象者」という。)及びその対象者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当する法人が保有する株式等の発行済株式等の総数等に占める割合(以下「株式等保有割合」という。)が 100 分の 3 以上となるときにおけるその対象者が支払を受けるもの(以下「特定大口株主等配当」という。)については、総合課税の対象となります。

○当社に源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書をご提出いただいているお客さまであっても「特定大口株主等配当」についてお客さまにおいて確定申告を行っていただく必要がありますのでご注意ください。

以上